

(210)

る法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この項において同じ。) が証するものをいう。 三 「モデル建物法による基準」とは、省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。 四 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項の規定により他の建築物を記載する場合にあつては、当該他の建築物一棟につき、上記一から四までの規定の例により算定した金額を加算する。 五 法第三十条第二項の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法	を	一号に掲げる基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。)又は登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この項において同じ。)が証するものをいう。 四 「モデル建物法による基準」とは、省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。 五 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項の規定により他の建築物を記載する場合にあつては、当該他の建築物一棟につき、上記一から四までの既定の例により算	に、
--	----------	---	-----------

関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てて。	定した金額を加算する。 六 法第三十条第二項の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てて。
	三三、一〇〇円

(211)

(212)

三三、一〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては一六、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては五、一〇〇円)	三五、六〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては一八、一〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては五、一〇〇円)	六三、五〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては三〇、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては九、五五〇円)	一〇六、〇〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては五二、七〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては一九、四〇〇円)	一七九、〇〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとし	(当該建築物がモデル住宅法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては一六、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては五、一〇〇円)	三五、六〇〇円 (当該建築物がモデル住宅法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては一八、一〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては五、一〇〇円)	六三、五〇〇円 (当該建築物がフロア入力法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては三〇、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては九、五五〇円)	一〇六、〇〇〇円 (当該建築物がフロア入力法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては五二、七〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては一九、四〇〇円)	一七九、〇〇〇円 (当該建築物がフロア	に、
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--------------------------------	-----------

て申請された場合にあつては九四、五〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては四一、六〇〇円)	二五六、〇〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては一四三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては七三、九〇〇円)	入力法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては九四、五〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては四一、六〇〇円)	二五六、〇〇〇円 (当該建築物がフロア入力法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては一四三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては七三、九〇〇円)	一 床面積の合計は、当該認定申請を行う建築物一棟当たりについて算定する。ただし、上記二の場合において、省令第四条第三項第二号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値及び省令第五条第二項第二号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値を用いてエネルギー消費性能を評価した建築物の床面積の合計は、当該認定申請を行う建築物一棟当たりから省令第四条第
一 床面積の合計は、当該認定申請を行う建築物一棟当たりについて算定する。 二 「仕様基準」と				

(214)

は、省令第一条第一 項第二号イ(2)及びロ (2)に定める基準をい う。 三 「適合証」とは、 当該建築物が法第二 条第三号の建築物エ ネルギー消費性能基 準に適合しているこ とを登録建築物エネ ルギー消費性能判定 機関又は登録住宅性 能評価機関が証する ものをいう。 四 「モデル建物法に よる基準」とは、省 令第一条第一項第一 号ロに定める基準を いう。		を	三項第一号に規定す る共用部分を除いた 部分について算定す る。 一 「モデル住宅法に よる基準」とは、省 令第一条第一項第二 号イ(2)(i)及びロ(2)に 定める基準をいう。 二 「仕様基準」と は、省令第一条第一 項第二号イ(3)及びロ (3)に定める基準をい う。 四 「適合証」とは、 当該建築物が法第二 条第三号の建築物エ ネルギー消費性能基 準に適合しているこ とを登録建築物エネ ルギー消費性能判定 機関又は登録住宅性 能評価機関が証する ものをいう。 五 「フロア入力法に よる基準」とは、省 令第一条第一項第二 号イ(2)(ii)及びロ(2)に 定める基準をいう。 六 「モデル建物法に よる基準」とは、省 令第一条第一項第一 号ロに定める基準を いう。		に、
三三五、〇〇〇円 (一三三、〇〇〇		1 床面積の合計は、 当該判定に係る部分			

四七八、〇〇〇円 (二二六、〇〇〇円) 五八八、〇〇〇円 (二八一、〇〇〇円) 六九六、〇〇〇円 (三三八、〇〇〇円) 七九三、〇〇〇円 (三九六、〇〇〇円)	(一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。)の床面積について算定する。 二 建築物エネルギー消費性能確保計画が省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するものとして提出された場合は、()内の金額とする。	を
三三五、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては一三三、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては二五、四〇〇円) 四七八、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法	一 床面積の合計は、当該判定に係る部分(一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。)の床面積について算定する。 二 「モデル建物法による基準」とは、省令第一条第一項第一号ロに定める基準をいう。	

(216)

	による基準に適合するものとして提出された場合にあっては二一六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては七三、九〇〇円)		
	五八八、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては二八一、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては一一六、〇〇〇円)		に改める。
	六九六、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては二八一、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては一一六、〇〇〇円)		

つては三三八、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては一四七、〇〇〇円)	七九三、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては三九六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては一八三、〇〇〇円)		
附 則 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 別表第三の家畜伝染病予防事務、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項の改正規定 公布の日 二 別表第一の大分県立総合体育館の項及び別表第三の高圧ガス関係事務の項の改正規定 令和二年四月一日 三 別表第三の覚せい剤関係事務の項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日			

四 別表第三の肥料登録事務の項の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日

五 別表第三の漁業関係事務の項の改正規定 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日

理 由

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部改正等に伴い、新たな手数料の設定等を行いたいので提出する。

第二十五号議案

大分県長期総合計画の変更について

社会経済情勢の変化に対応するため、別冊のとおり大分県長期総合計画を変更することについて、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第三条第一項の規定により、議決を求める。

令和二年二月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二十六号議案

第二期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

県の地方創生の取組に関する総合的な指針となる第二期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を別冊のとおり策定することについて、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第三条第一項の規定により、議決を求める。

令和二年二月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四十四号議案

大分県長期教育計画の変更について

計画の中間年における見直しにより、別冊のとおり大分県長期教育計画を変更することについて、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第三条第一項の規定により、議決を求める。

令和二年二月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞